令和4年度住民税申告相談がはじまります

令和4年度(令和3年分の収入)の住民税申告相談を下記の日程で行います。

受付時間 午前の部 9:00~11:30まで・午後の部 13:00~16:00まで

- ※毎週金曜日は申告会場での申告は休みとなりますので、ご注意ください。
- ※下記会場での申告中は役場庁舎での申告はできませんので、ご注意ください。

会場	日付	地区
婦人の家	<mark>2月14日(月)</mark>	〇材木地区
奥戸交流館	15日(火)	〇奥戸地区
	<mark>16日(水)</mark>	浜町第一
奥戸ゆうゆう館	17日(木)	浜町第二
	010/0	上仏町
	<mark>21日(月)</mark>	向 町
総合開発センター	<mark>22日(火)</mark>	〇大間地区
	<mark>24日(木)</mark>	ときわ町
	<mark>28日(月)</mark>	上町・日和町
	3月 1日(火)	割石・カットシ
	<mark>2日(水)</mark>	浜町·第二
	<mark>3日(木)</mark>	細間道•第一根田内
	<mark>7日(月)</mark>	第二根田内
青少年ホーム	8日(火)	汐見町
	9日(水)	美島町
	<mark>10日(木)</mark>	朝日町

※この日程内であれば**どの会場でも申告することができますので、必ず申告してください**。<mark>利用者識別番</mark> 号を取得していない方は、各会場の色がついている日に来場してください。

※収入がない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や介護及び後期高齢者医療保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの所得判定にも必要になります。住民税の申告は、このような証明書などを発行する際の資料となりますので申告が必要です。

※どうしても上記の日程で申告できない場合は、別日(申告期間中の各週金曜日及び3月 14 日(月)の 9:00~17:00(12:00~13:30 を除く))に予約制で申告相談に応じますので、役場税務課まで連絡してください。

なお、最終受付は令和4年3月14日(月)17:00となります。

※年金収入のみの方、生活保護を受給している方も申告の義務があります。該当の方は、電話での申告を受け付けておりますので、役場税務課まで連絡してください。

※風力発電・太陽光発電で土地の売買・賃借が増えています。忘れずに申告してください。

◆当日申告会場に持参するもの◆

- 1. マイナンバーカードもしくは通知カードと身分証明書(※本人確認のため)
- 2. 利用者識別番号がわかるもの(※事前取得をお願いします。)
- 3. 収入・支出簿、源泉徴収票、年金受給証明のはがきなど収入や支出がわかるもの (時間短縮のため、領収書類は事前に整理、集計をしてください。)
- 4. 生命保険、地震保険料控除証明のはがき、その他控除に必要なもの
- 5. 土地の売買契約書又は賃借契約書(※土地の売買や賃借がある場合)
- 6. 医療費控除明細書(※医療費控除を申告する方)
- 7. その他参考資料
- 8. 還付金の受取口座(通帳)
- ※ゆうちょ銀行の方は、昨年と同じ口座であっても記号番号の確認のため、通帳をご持参ください。

○利用者識別番号の運用が始まります!

令和3年分確定申告(令和4年2月中旬~)の受付から、利用者識別番号の運用が始まります。今後の確定申告の際には原則「利用者識別番号」が必要となりますので、申告前に利用者識別番号の取得をお願いします。番号取得をしていない方は、役場税務課窓口やwebサイトで手続きできます。

※申告会場での番号取得もできますが、通常の申告相談のほかに 1 人当たり 10 分~20 分の時間を要しますので、可能な限り事前に番号を取得してください。

※申告日までに利用者識別番号が取得できなかった方は、各会場の色のついている日に来場してください。

〇環付請求について

徴収された税金(所得税)が返ってくる場合があります。**振込先口座(通帳)**を必要としますので、申告の際は忘れずにご持参ください。

〇医療費控除について

前回から医療費控除の申告には医療費明細書の添付が義務化されました。医療費明細書が無ければ医療費控除が認められませんのでご注意ください。用紙は役場や各会場に備えつけているほか、役場及び国税庁ホームページでダウンロードできますので、必ず集計及び計算を行って申告会場に持参してください。(医療費には医療機関と自宅の往復分の公共交通機関の料金が認められています。)

○新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して支給される助成金等の課税について

コロナウイルス感染症に係る支援対策として、各種支援金等の給付が行われておりますが、給付金や協力金は、事業による収入を補填するお金として、売上と共に収入に計上されます。これらの事業による収入から経費を差し引いた「事業所得」に対して課税されることになります。

◆主な支援金等◆

青森県中小企業者等事業継続支援金

大間町内商工業者支援対策臨時給付金

中小法人・個人事業者のための一時支援金

中小法人・個人事業者のための月次支援金

〇コロナウイルス感染症対策について

コロナウイルス感染症予防のため、下記の事項についてご理解ご協力の程よろしくお願いします。

- ① 申告会場に来る前の検温(体調がすぐれない方は来場をお控えください。)
- ② 申告会場でのマスクの着用
- ③ 玄関や受付等に用意されている消毒液で手指の消毒
- ④ 待合室での互いの距離の確保(会場によっては難しい場合があるため、車で待機される方は順番になりましたらお呼びしますので、受付時にナンバー及び車種等の記入をお願いします。)
- ⑤ 定期的な会場内の換気及び物品の消毒へのご協力
- ⑥ 申告時間短縮のため、事前に利用者識別番号の取得、帳簿・領収書類整理、医療費の整理・集計を行ってからお越しください。

☎役場税務課 37-2518